

月2回発行

2021年1月15日／毎月1・15日発行 昭和29年10月12日第3種郵便物認可 通巻2370号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌



安全スタッフ

特集 I

遠隔操作で安全を確保

A.I.の運行管理が車両衝突防ぐ

熊谷組

特集 II

労災多発時期捉えパトロール

建設工事で労働局長が対策呼び掛ける

大規模現場の感染症予防策も視察

ニュース

「原則対面」改める

厚労省 医師面接の考え方緩和

電子版はカラーでご覧になれます!!

電子版登録(無料)のお問い合わせは

0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

No.2370

2021

1 / 15



あなたに直接答える

実務相談室

Topic

- ◆ 労安・・・能力向上教育どう実施? (52 頁)
- ◆ 労基・・・割増賃金と手当の関係は (54 頁)
- ◆ 健保・・・育休保険料免除の対象か (55 頁)
- ◆ 厚年・・・在職老齢いつ見直しに? (56 頁)
- ◆ 高年・・・雇用以外の方法どうする (57 頁)
- ◆ 交通・・・大事故を免れ損害額は? (58 頁)
- ◆ 衛生・・・オンライン会議で注意は (59 頁)

読者
無料

ご質問は

TEL 03-3956-7174

(9:30 ~ 16:30 まで受付)

FAX 03-3956-2232

Eメール sodan@rodo.co.jp



労働安全衛生法

能力向上教育どう実施?

安全管理者や作業主任者

安全管理者や作業主任者等に対しては、能力の向上を図るために一定の教育を実施する必要があるそうですが、この教育はどのように実施するのでしょうか、ご教示ください。

【長野・M社】



初任時は 3 カ月以内に

5 年ごと行い記録管理

安全管理者や作業主任者等が業務を執行するに当たっては、技術革新等の社会経済情勢の変化に伴って新しい技術、知識を必要とすることがあります。また、その業務をより適切に遂行するために、その知識、技能の維持、向上を図ることが必要です。このため、安全管理者等労働災害の防止のための業務に従事する者に対しては能力の向上を図るための教育、講習等を行うなどが求

められています。以下にお話の労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力の向上を図るための教育、講習等に係る主な事項についてご説明します。

1 労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力の向上を図るための教育、講習等の実施

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るために、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する

回答責任者

産業医・労働衛生コンサルタント
林 幹浩
本誌実務相談室